

総合特区支援利子補給金申請手続きの変更

1 経緯

総合特区支援利子補給金について、国が集中受付期間（2、4、7、10、12月の1～10日頃）を設け、金融機関からの相談・受付手続きを行ってまいりました。この点について、内閣府より新たな取扱いが示されたため手続きの変更を行います。

【これまでの手続きの流れ】

- (1) 県へ申請書案の提出
 - (2) 県による内容確認（必要に応じて国へ事前相談）
 - (3) 国へ申請書案の提出
 - (4) 国による内容確認
 - (5) 県へ申請書（写）提出、県から確認書の発行
 - (6) 国へ申請書（正）・確認書の提出、国から推薦通知書の発行
 - (7) 融資、利子補給契約の実行
- } 集中受付期間

2 手続きの変更

(1) 目的

集中受付期間は、従来どおり設けられます。一方で、事前相談を幅広く受け付け、申請側・受付側双方の事務負担の軽減・分散を図ります。

(2) 変更箇所

主な変更は、「事前相談期間の拡大」、「県への申請書案の提出期限の変更」の2点です。

区分	変更前	変更後
事前相談期間の拡大	集中受付期間中	通年
県への申請書案の提出期限の変更	集中受付期間末日の3日前	集中受付期間末日の1ヶ月前

3 事前相談の円滑化

上記の変更に伴い、県への申請書案の提出後、必要に応じて、国、県及び金融機関等の三者による打合せ（オンライン等）により、申請書の方向性の摺り合わせを実施します。